災害に遭われた方へ　各種申請窓口一覧①

※詳細内容、手続きに必要なものについては、各窓口へお問い合わせください。

場所：沖縄市役所（沖縄市仲宗根町26-1）

電話番号：098-939-1212

	支援内容	概要	窓口	連絡先
市民部	罹災証明書の発行	自然災害により、住家（居住の為に使用している建築物）に被害を受けたことを証明するもの。 ※原則として実地調査が必要です。	市民生活課 （地下２階）	内線 2298
	罹災届出証明書の発行	自然災害により、非住家（住家以外の建築物や車両、家財など）に受けた被害や、罹災の確認が困難な住家の被害について、本人からの届け出があったことを証明するもの。		
	災害見舞金申請	自然災害や火災により、住家が全壊、全焼、半壊、半焼、床上浸水した場合、または消火活動により住家に被害を受けた場合に見舞金を支給する。 ※罹災証明書の交付を受けた方が対象。		
	赤十字救援物資提供	住家に被害があった方または避難所へ長期間避難を要する世帯へ日本赤十字社沖縄県支部から毛布・緊急セット等の支給。		内線 2212
	一般廃棄物処理手数料減免	火災・浸水等により、住居の清掃で排出される一般廃棄物にかかる処理手数料の減免。	環境課 （地下２階）	内線 2223～ 2226
	簡易消毒の実施	台風等の災害における床上浸水が発生した場合簡易消毒作業等の対応を行う。 ※家屋内は消毒液を提供し、各自で実施	環境課 （地下２階）	内線 2223～ 2226
健康福祉部	国民健康保険料減免制度	被保険者が所有し直接居住している住宅などが損害を受けた場合、また収穫すべき農作物が損害を受けた場合、被害の程度や所得金額により、保険料を減免する。	国民健康保険課 （１階）	内線 2116
	後期高齢者医療保険料減免制度	住宅、家財又はその他の財産について損害を受けた場合、損害の程度や所得金額に応じて保険料の減免を行う。	国民健康保険課 後期高齢医療係 （１階）	内線 2118・ 2128
	介護保険料減免制度	住宅・家財等の財産について損害を受けた場合、損害の程度や所得金額により保険料を減免する場合がある。	介護保険課 保険料係 （１階）	内線 3146・ 3147
	居宅介護サービス費等の額の特例	災害その他の特別の事情がある場合に、一定の基準を満たすと、９０/１００～１００/１００の範囲内で介護給付を行う。（利用者自己負担額の減免）	介護保険課 給付係 （１階）	内線 2085・ 3145
	生活保護受給されてる方	火災や自然災害等で、住居が消滅、住めなくなった、補修が必要になった等の場合に費用を支給することがある。	保護第一課 保護第二課 （１階）	各担当へ

災害に遭われた方へ　各種申請窓口一覧②

	支援内容	概要	窓口	連絡先
こどものまち推進部	保育料等の減免・徴収猶予	災害により著しい損害を受け保育料等の納入が困難となったとき、保育料等の減免・徴収猶予を行う。	保育・幼稚園課 入所係（2階）	内線 3133 3136 3179
経済文化部	り災証明書の発行	自然災害により、農地や農業施設、農業機械に多大な被害を被った場合に、り災証明書を発行する ※市内に在住する農漁業者に限る。	農林水産課 （２階）	内線 3554～ 3556
建設部	市営住宅空き部屋の一時提供	住宅の火災や倒壊（危険建築物を含む）等で住める状況でない場合、一時的に市営住宅を避難場所として提供。 ※提供期間：３か月以内 ※入居可能な空き部屋がある場合に限る。	住まい建築課 （６階）	内線 2681～ 2685
教育委員会	就学援助費の支給	災害により経済的に就学が困難となった場合、就学困難と認められる児童（小学生）及び生徒（中学生）の保護者に対し、学用品費、通学用品費、学校給食費等を支給する。 ※通常の申請書類のほか、り災証明書等が必要です。	教育委員会 学務課 （７階）	内線 2724・ 2726
総務部	市県民税の 雑損控除	住宅や家財の生活用資産などに損害を受けた場合、一定の金額を所得金額から控除できる場合がある。※雑損控除を受けるためには、所得税の確定申告（所得税が課税されない等の理由により確定申告をされない方は、市県民税の申告）が必要です。	市民税課 （２階）	内線 3252～ 3255
	固定資産税の 減免制度	災害または天候不順により、著しく価値を減じた固定資産に対して、被害の程度により、固定資産税が減免される場合があります。また、申請日によって、納期限との関係により、減免額が変わる場合がございますので、早めにお問い合わせください。	資産税課 家屋係 （２階）	内線 2256・ 2257
	市税徴収猶予制度	災害により市税を一時に納付することができない場合、原則１年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。 ※猶予金額や期間によっては、担保の提供が必要となります。 ※猶予の効果 ①猶予期間中の延滞金の一部（又は全部）が免除されます。 ②財産の差押えや換価（売却）などの滞納処分が行われません。	納税課 （２階）	内線 3264～ 3275

災害に遭われた方へ　各種申請窓口一覧③

場所：沖縄市上下水道局（沖縄市美里5-28-1）

	支援内容	概要	窓口	連絡先
上下水道局	水道料金減免申請	暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象及び火災により、配管等の破損による漏水が発生した場合。	料金課 調定係	098- 937-3637
	下水道使用料等 減免制度	天災その他の災害を受け、支払い能力がないと市が認めた場合、下水道使用料、占用料、手数料が減免になる。	下水道課 排水設備係	098- 921-3125

場所：沖縄市消防本部（沖縄市美里5-29-1）

	支援内容	概要	窓口	連絡先
消防本部	り災証明書の発行	火災により、不動産、動産などに被害を受けたことを証明するもの。※本人の申請により証明書を発行します。	予防課 （3階）	098- 929-0901

場所：沖縄市社会福祉センター内（沖縄市住吉1-14-29）

	支援内容	概要	窓口	連絡先
その他	生活福祉資金貸付	低所得者、障がい者又は高齢者に対し、必要な資金の貸し付けと相談支援を行います。まずは電話にて相談の予約を取ってからお越しください。 ※世帯の収入等・条件により該当しない場合もあります。 ※必要書類：り災証明書 ・ 被害に遭ったことがわかる写真	沖縄市 社会福祉 協議会	098- 937-3385